

無形文化遺産の保護に関する条約
無形文化遺産の保護に関する政府間委員会
第11回会合
アディス・アベバ、エチオピア
2016年11月28日～12月2日

人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への2016年の記載のための提案書
(第01200号)

A. 締約国

複数の国による提案の場合は、当該締約国で相互に合意した順に並べること。

ドイツ

B. 案件の名称

B.1. 英語または仏語による案件の名称

公表資料に記載される本案件の正式名称を示すこと。

200文字以内

協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践¹

B.2. 関係するコミュニティの言語における案件の名称（該当する場合）

英語・仏語の正式名称（B.1.）に対応する母国語における正式名称を示すこと。

200文字以内

Genossenschaftsidee（ゲノッセンシャフトツイデー）

B.3. 案件の別称（ある場合）

案件の正式名称（B.1.）に加え、それによって案件が知られているような別称があれば言及すること。

¹ 訳注：英語原文は Idea and practice of organizing shared interests in cooperatives

C. 関係するコミュニティ、団体、あるいは、該当すれば個人の名称

提案された案件に関連する一つまたは複数のコミュニティ、団体、該当すれば個人を明確に特定すること。

150 語以内

ドイツの協同組合における共通の利益の組織化について、思想と実践を振興し保護する責務を主に担っている団体は、ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会とドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会である。さらにドイツにおいて、現在 2,000 万人を超える協同組合の組合員と約 86 万 3 千人の協同組合の職員が、思想と実践の日々の実践と伝達に積極的に関与している。

D. 案件の地理的位置と範囲

提出国の国内の案件の分布（可能であれば中心となる場所も含め）に関する情報を提供すること。提案は、同一あるいは同様の案件提出国の国外における存在について記載する一方、提出国の国内における状況について集中して記載すること。提出国は、国外におけるこうした無形文化遺産の存続の状況に言及したり、他国による保護の取り組みを描写したりしないこと。（150 語以内）

ドイツの協同組合における共通の利益の組織化（形にすること）は、現在ザクセン自由州にあるデーリチュ市およびラインラント＝プファルツ州ヴァイヤーブッシュ市およびフランマースフェルト市と密接に関連している。これらの場所から、思想と実践がドイツの他の地域、さらにそれを越えて国外へと広がった。今日、協同組合の思想と実践はほぼ世界中で実践されている。世界のすべての地域における 100 か国以上に 90 万を超える協同組合が存在し、組合員数は約 8 億人にのぼる。

E. 連絡先

E.1. 指定連絡先

提案に関するすべての連絡に責任を持つ一名の氏名、所在地、その他の連絡先情報を提供すること。複数国による提案の場合は、提案に関連するすべての連絡のための主たる連絡先として関係国により指名された一名の連絡先情報を提供すること。

タイトル: 氏 Mr

姓: ハンケ Hanke

名: ベンヤミン Benjamin

機関/役職: ドイツ・ユネスコ委員会 プログラム・オフィサー

German Commission for UNESCO, Programme Officer

所在地: ドイツ 郵便番号 53115 ボン コルマントシュトラッセ 15 番地

Colmantstrasse 15, 53115 Bonn, Germany

電話番号: +49 228 604970

E メールアドレス: hanke@unesco.de

その他関連情報: <http://www.unesco.de/kultur/immaterielles-kulturerbe>

E.2. その他の連絡先（複数国による申請の場合のみ）

上記の主たる連絡先以外に、提出する各国ごとに一名の連絡先情報を記載すること。

1. 案件の特定と定義

基準R1として、提出国は「当該案件が条約第2条に定義された無形文化遺産を構成する」ことを示さなければならない。²

当該案件によって示される無形文化遺産の分野を特定するため一つまたは複数をチェックすること。当該案件は無形文化遺産の保護に関する条約の第2条第2項で特定された分野のうち一つまたは複数を含みうる。「その他」をチェックする場合はカッコ内に分野を明示すること。

- 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む）
- 芸能
- 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- 自然及び万物に関する知識及び慣習
- 伝統工芸技術
- その他（社会的な自己組織化の方式）

この項目では、当該案件が現在あるように、当該案件のすべての重要な特徴に言及すること。

政府間委員会は、次のことを決定するために十分な情報を受け取る必要がある。³

- a. 当該案件が、「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する危惧、物品、器具、加工品及び文化的空間」に該当すること、
- b. 「社会、集団及び場合によっては個人が（当該案件を）自己の文化遺産の一部として認めていること」、
- c. 「世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現」されていること、
- d. 当該案件が関係する社会及び集団に「同一性及び継続性の認識」を与えていること、および
- e. 「既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請」と両立すること。

過度に技術的な記述は避けるべきであり、提出国はこの項目が、当該案件に関する事前知識や直接の経験を持たない読者に当該案件を説明しなければならないことに留意すべきである。提案書では当該案件の歴史、起源や昔のことについて詳細に触れる必要はない。

- (i) 当該案件を、これまで見た経験したりしたことのない読者に対して紹介できるような当該案件の簡潔な要約的な記述を行うこと。

150語以上250語以下

協同組合とは、地域社会を基盤とし、組合員がすべての人の利益のために自発的に協同して活動する団体である。協同組合を設立するには少なくとも3人が必要である。協同組合法に定義された協同組合の目的は、社会的、文化的、経済的利益に貢献することである。自助、自己責任、自己管理の原則は、信用や信頼と並んで、すべての協同組合の根本的な基盤を形成する。協同組合は民主主義の原則に基づいており、全般的な生活条件の改善に貢献することを意図している。それは市民の自助のモデルである。協同組合は、社会的、政治的、宗教的、民族的なバックグラウンドにかかわらず、すべての人々に開かれている。

最初の協同組織の思想は、ウェールズ人のロバート・オウエンにさかのぼる。その前身は中世にまで

² 訳注：1から5までの項目でそれぞれ言及されるR.1～R.5は「無形文化遺産の保護に関する条約の適用のための運用指示書」項目12に規定された「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載の基準」を指している。

³ 訳注：以下のaからeまでの項目におけるかぎ括弧は、無形文化遺産を定義した「無形文化遺産の保護に関する条約」第2条第1項よりの引用。訳は下記の外務省ウェブサイトに掲載された外務省作成の和文テキストによる。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_5.html

迎ることができる。ドイツでは、19世紀の経済的苦境の時代に、協同組合の概念がヘルマン・シュルツェ＝デーリチュとフリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼンによって取り入れられ、具体化された。彼らは、農業者や職人が利用できるような低利融資を行うため、開かれた組合員制と共同運営の非営利の金融協同組合を設立した。この協同組合の思想は今日ドイツで広く普及している。それは、労働、金融、食料、住宅のような生活の多様な側面に適用されている。協同組合の実践は、共通の目標に向けた特定の具体的なコミットメントの問題である。今日、協同組合は、連帯の実践により、ドイツの社会にとって有効な構成要素となっている。協同組合における社会的自己組織化の目的は、個人の責任を実行し賦活すること、そして、組合員間の連帯を実践することである。⁴

(ii) 誰が当該案件の担い手・実践者か？当該要案件の実践や伝承に特別の責任を持つ人たちの特定の役割や範疇が存在するか？存在する場合、それはどのような人たちで、どのような責任か？

150語以上250語以下

自助、自己責任、自己管理の原則は、すべての協同組合に内在している。協同組合の組合員、職員、利用者は、これらの価値を現実のものとする。事業以外の面では、ドイツ・ヘルマン・シュルツェ＝デーリチュ協会とドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会が、その会員（ドイツのすべての重要な協同組合）とともに、思想を広め、実践を伝えるためのイメージキャンペーンと教育活動を推進している。これらの2つの協会は、都市の職人と農村の農民をバックグラウンドとする協同組合をそれぞれ代表している。両協会の異なる歴史的な出自は、ドイツの連邦国家組織にも由来している。ノウハウは、ドイツ協同組合・ライファイゼン連盟（DGRV）で組織された企業家組織によっても伝えられている。

ドイツには協同組合が広く普及しており、約5,800の協同組合がある。ほぼすべての農業者は1つまたは複数の協同組合の組合員であり、すべてのパン製造販売業者と精肉販売業者の約90%、すべての小売業者の約75%、すべての自営税務コンサルタントの65%以上、すべての職人の約60%も同様に1つまたは複数の協同組合の組合員である。合計で2,000万人以上、すなわちドイツ国民の4分の1が協同組合の組合員である。すべての組合員は共同所有者であり、協同組合の展開について共同で決定する。彼らは地域における富の創造に参画し、現場での経済循環を支援し、雇用を創出する。協同組合の約86万3千人の職員が協同組合の実践の具体化に貢献している。協同組合銀行はドイツの3,000万人以上の利用者に金融サービスを提供している。住宅協同組合は約320万人の組合員に、居住空間の良好で確実に社会的責任を持った供給を行っている。

(iii) 当該案件に関連する知識・技術は今日どのように伝達されているか？

150語以上250語以下

協同組合における共通利益の組織化の知見は、ドイツにおいてシュルツェ＝デーリチュとライファイゼンの時代より、組合員から組合員へ、世代から世代へと伝えられてきた。共通の価値体系は協同組合の働きの支柱を成している。新しい協同組合は、その創設の段階において、協同組合グループ内の様々な機関によって支援される。生徒による協同組合は、経済的・社会的責任を学ぶ体験学習の場となっている。協同組合の思想は、協同組合の法的形式を規定する協同組合法を通しても保全されている。いずれの協同組合も、規制の枠組みの遵守を監督する監査協会の一員となっている。

思想と実践は、イメージキャンペーンと教育を通じて伝えられている。デーリチュ、フランマーツフェルト、ハム、ヴァイヤーブッシュ、ハンブルクやドイツ国内外のその他の場所にあるコミュニティセンターや博物館が、協同組合の知識を伝えている。協同組合の動きに関する主要なトピックについての情報資料が定期的な出版されている。DGRVは、一連の小冊子と専門論文を通じて関連トピックについての情報を提供している。また、新聞「協同組合総合新聞」（Genossenschaftliche Allgemeine Zeitung）もそうした情報提供を行っている。「デーリチュ会議」（Delitzscher Gespräche）やドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会の会員会議などの会議は出版物に掲載されている。すべての協同組

⁴ 訳注：これ以降の各項目の英語原文には段落替えがないが、訳文では、読みやすくするため、適宜段落替えを行っている。

合は、協同組合の価値と原則に関する職員のための内部の更なる研修を継続的に実施している。ドイツの大学の様々な講座や研究機関が協同組合を扱っている。モンタバウアーの「ドイツ協同組合アカデミー」(Akademie Deutscher Genossenschaften, ADG)は、ドイツや各国からの参加者に対し、体系的かつ課題解決志向で、さまざまな手段を提供する中央研究所として機能している。

(iv) 当該案件は、今日、コミュニティに対してどのような社会的機能と文化的意味を有しているか？

150語以上250語以下

協同組合が共通の利益の特定と組織化を可能にすることから、協同組合はコミュニティづくりの実践となっている。これが協同組合のもっとも重要な文化的資産である。なぜなら、こうした市民の能力こそ、社会における社会問題・環境問題に対するイノベーションや実現可能な解決策への重要な貢献であるからだ。協同組合は社会的サービスの多様性をもたらす。協同組合は前向きな変化を促進し、コミュニティの課題の克服に貢献する。

協同組合は、地域ごとの現場の取組みに基礎を置き、個人の責任を国家の行動の上に位置付ける補完性原理に基礎を置いている。経済的存在であり社会的・文化的プロジェクトであるという、協同組合以外ではありえなかったことが実現する。また、協同組合は、ドイツでの人々の統合に貢献している。相対的に多くの移民が協同組合銀行や住宅協同組合の組合員となっている。協同組合の人びとを解放するような(emancipatory)・民主的で参加型の社会的実践は、文化的・芸術的発展のための空間その他の前提条件を創出する。

各組合員は協同組合の持分を取得し、共同所有者となる。通常誰もが、持分の数にかかわらず総会で一票を持ち、自分の協同組合の今後の展開について共同で決定する。このことが、共同責任と積極的な参加を保証する。協同組合のボトムアップアプローチにより、協同組合はすべての人口階層の人々に機会を提供する。協同組合は「非常に際立った、同時に文化的な感受性の社会的なマイクロシステム」(エーベルハルト・ドゥエルファー)であり、コミュニケーションと意思決定を融合した文化を発展させてきた。協同組合は組合員間の相互扶助と社会的結束を促進し、連帯、誠実、責任といった理想的な価値に基づいているがゆえに、人々の考え方や行動の仕方にも影響を与えている。

(v) 既存の人権に関する国際文書、コミュニティ、集団及び個人間の相互尊重または持続可能な開発に関する要請に適合しない部分があるか？

150語以上250語以下

協同組合の思想と実践は、あらゆる面において、現存する国際的な人権に関する法律文書に適合している。一般に協同組合は政治的・宗教的つながりを持たず、あらゆる社会的バックグラウンドを有する組合員を迎え入れている。協同組合の構造は、共同所有者となり共通の目標に到達するために集まる個人間の相互理解を促進する。協同組合の原則は、社会的・文化的・経済的、また解放のための発展を促進する。例えば、協同組合は20世紀初頭以来、ドイツにおいて、女性の協同組合への参加を受け入れ、その結果女性の交渉力を高めたという点で、女性の権限強化に大きな役割を果たしてきた。協同組合は最近、途上国の人々の能力強化においてもますます重要な役割を果たしている。

今日、協同組合ではさまざまな形の社会的協力が実践されている。積極的な市民参加は、現場で社会的現実を前向きに形成していくための前提条件である。協同組合は、共有の財産および共有の積立金を形成することによって、社会的な持続可能性に貢献する。1923年以来、国際協同組合デーは、協同組合運動の理想を強調して、毎年7月の第1土曜日に毎年祝われる。世界中での協同組合の重要性と持続可能な開発への貢献は国連によって認められてきた。2012年は国際協同組合年(「協同組合はよりよい社会を築きます」)と宣言され、協同組合の思想と実践に関する世界の人々の意識を向上させた。協同組合間のネットワークは、様々なコミュニティ間の相互尊重を保証している。協同組合は連合会に統合され、他の協同組合の多様性から相互に利益を得る。

2. 認知及び認識の確保並びに対話の奨励への貢献

基準 R2 として、提出国は「当該案件の記載が、無形文化遺産の認知と認識の確保並びに対話の奨励に貢献し、もって世界の文化の多様性を映し出し人類の創造性を証明する」ものであることを示さなければならない。当該案件の代表一覧表への記載が、当該案件そのものの重要性だけでなく無形文化遺産一般の重要性への認知と認識の確保に貢献すること、また、文化の多様性を尊重する対話の奨励に貢献することを、提案が示すことのできた場合に、本基準が満たされたとみなされる。

- (i) 当該案件の代表一覧表へ記載は、どのようにして無形文化遺産一般の認知に貢献することができるか、また、どのようにしてその重要性についての地域、国内での認識及び国際的な認識を高めていくことができるか？

100語以上150語以下

代表一覧表への記載によって、無形文化遺産の新たな側面が示されるだろう。つまり、無形文化遺産が、あらゆる種類の集団、コミュニティ、さらに社会全体における生活の構築に貢献する社会的自己組織化の形で示されることができよう。本案件の記載は、無形文化遺産の共通の資産はコミュニティに根ざしたものであることを明確に示すだろう。代表一覧表への記載によって、無形文化遺産を保護するという考えを、これまでそうした考えに触れたことのなかった人たちにもたらす可能性がある。

記載はまた、無形文化遺産がしばしば持つ越境的な性格を示すことになるだろう。なぜなら、協同組合の実践と、連帯、正直、責任、信用と信頼のようなその価値は世界中の組合員に共有されているからだ。ほぼ世界全体に協同組合が存在することを考えると、こうした前向きな価値（それは実は無形文化遺産の多くの形態を特徴付けるものである）が、いっそう認知されるようになるだろう。無形文化遺産が社会の結束に貢献していることも、社会の幅広いグループを包摂し、経済的・文化的発展への彼らの参加を促進する協同組合の実践によって示されよう。

- (ii) 代表一覧表への記載が、どのようにして、コミュニティ、集団及び個人間の対話を奨励することができるか？

100語以上150語以下

協同組合は世界中に広がっており、従って、代表一覧表への記載は協同組合の思想と実践を地球規模で強化するだろう。協同組合は、19世紀の欧州で、改革者たちがダイナミックな交流を行ったことで進化を遂げた。協同組合の思想は、英国、フランス、そしてスラブ民族国家に起源を持ち、それ以来さらに多くの国に広がってきており、代表一覧表への記載によって、それら諸国との、またそれら諸国間の一層の協力が強化される可能性がある。代表一覧表への記載は、持続可能な開発を活発化させるという協同組合が持つ潜在力への認識を高めるだろう。

より多くの集団やコミュニティが、自分達のニーズに協同組合の概念を適応させるよう奨励されるだろう。経験の交流が促進され、既存の国内および世界的ネットワークが強化されるだろう。協同組合内部のコミュニケーションは、その民主的な組織構造から切り離すことができない。意思決定は、合意に基づき行われる必要があり、そのことが参加、相互理解、そして意見交換を奨励する。世界中の協同組合の組合員は、その価値と道徳的概念を維持するようさらに一層奨励されるだろう。

- (iii) 代表一覧表への記載が、どのようにして、文化の多様性や人類の創造性に対する敬意を醸成するか？

100語以上150語以下

協同組合は、協同組合の共同所有者になることによって社会的・文化的・経済的プロセスに誰もが参加できる機会を提供している。通常すべての組合員は、平等の権利を持ち、協同組合の総会で同数の議決権を有する。このことは、考え方や意見の多様性に対する尊重を保証する。協同組合は組合員に対して開かれた参加型の環境の創造を目指す。このことは、人間の潜在能力を引き出し、創造性を育てる。

協同組合は、高齢者の・高齢者のための人生における自己決定、再生可能エネルギーの拡大、都市の再活性化やその他多くの社会的課題に対処するために、新たな取り組みや考えを進んで取り入れている。協同組合の中には、芸術や文化や創造性の振興に全力を注いでいるものもある。メディア協同組合は独立したメディアによる報道を保証している。協同組合は世界 100 か国以上に存在する。このことは、協同組合の概念を異なる国や文化に適用可能としている協同組合のダイナミックな構造の証明となっている。

3. 保護措置

基準 R3 として、提出国は「保護措置は、当該案件を保護し促進するように図られている」ことを示さなければならない。

3.a. 過去及び現行の当該案件を保護する取り組み

- (i) 関係するコミュニティ、集団、該当する場合は個人、により、どのように当該案件の存続する力が確保されているか？彼ら（コミュニティ等）は、この点でどんな過去・現在の取り組みを行ってきたか？

150 語以上 250 語以下

ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会とドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライプハイゼン協会は、協同組合の思想と実践の存続する力を確保することを目的とする数々の保護措置を構築している。両協会とも、できる限り広範なコミュニティに基盤を置き、そうした措置を構築するべく、たゆまぬ努力を行っている。価値と可能性に関する情報は、特に市民社会のステークホルダーに向けたものとなっている。これら二つの中央組織はまた、政治家や政策担当者や専門家との連絡を保っている。ドイツ協同組合・ライプハイゼン連盟 (DGRV) と共に、両協会は PR 活動あるいはイメージキャンペーン、出版物、コミュニティ・センター、美術館・博物館での展示を通して、一般市民と関わっている。「私たち全てに利益を (“A gain for us all”）」または「私たちはよりよい社会を構築しています (“We are building a better world”）」といったイメージキャンペーンは、一般市民のほか、協同組合の組合員や利用者に対する情報提供を目的としている。

子供向けの絵本に、幼い子供に協同組合の思想の要素を説明する話が含まれている。幼いころから人々の意識を高めてもらうため、教育フェア、インターネットやソーシャルメディアも活用されている。数多くの協同組合が支援しているフランクフルト応用科学大学の「geno@school」⁵プロジェクトは、2004 年より学校で実施されている。「geno@school」を通して、生徒の協同組合は、生徒の経営する企業の実現可能なモデルとして推進されている。これは、協同組合の思想を学校や大学でのフォーマル教育の中に定着させるための総合的な努力の一例である。ドイツのいくつかの大学に関連する専門の大学講座や研究所で、研究が行われている。専門のアーカイブ (“GenoArchiv” 「ゲノアルヒーフ」)⁶では、模範地域における伝統を文書で記録している。

関係するコミュニティ、集団又は個人により、これまで講じられ、また現在講じられている保護措置を特定するため、一つまたは複数の項目をチェックすること。

- 伝承、特に正規または非正規の教育を通じたもの
- 特定、文書化、研究
- 保全、保護
- 促進、奨励
- 再活性化

- (ii) 関係国はどのように当該案件を保護してきたか？ 資源の制約のような外的または内的制約を明確化すること。この点での過去および現行の取り組みは何か？

150 語以上 250 語以下

人びとに彼ら自身を助ける機会を与えることは、人びとに発展のための力を与える賢い方法である。しかし、基本的枠組みとなる条件は国によって創られなければならない。2006 年に、ドイツ連邦議会は、欧州協同組合の導入と協同組合法の改正に関する法律を可決した。協同組合は今や、社会的または文化的目的のために活動することが認められている。ドイツ連邦政府は、財政的にも理念的にも、協同組合グループの活動を支援している。旧交通・建設・都市開発省は、「実験住宅と都市建設プログラ

⁵ 訳注：geno はドイツ語で協同組合を指す Genossenschaft から来ているものと思われる。

⁶ 訳注：訳注 5 に同じ。

ム」(ExWoSt)を通じて、国レベルでの革新的な協同組合住宅プログラムを支援してきた。その一例は、「女性住宅協同組合(FrauenWohnen eG)」による女性のための社会統合型居住施設の建設である。

連邦法務・消費者保護省は、協同組合が使いやすい会計基準と未来志向の協同組合法の整備を支援している。経済省は、協同組合設立の支援を行っている。連邦財務省は財務に関して協同組合に助言を与える。農業省は開発協力プロジェクトの重要なパートナーである。ドイツの協同組合運動は、経済協力開発省とドイツ国際協力協会(GIZ)と協力して、約30カ国の開発途上国において持続可能な経済構造の構築を支援している。協同組合は貧困との戦いを支援する。協同組合はグローバル化のプロセスのより公正な展開のために努力している。ドイツでの協同組合の実践に関する知識の伝達のために、公立の大学と学校はその重要な機関となっている。

当該案件に関し、提出国によりこれまで講じられ、また現在講じられている保護措置を特定するため、一つまたは複数の項目をチェックすること。

- 伝承、特に正規または非正規の教育を通じた
- 特定、文書化、研究
- 保全、保護
- 促進、奨励
- 再活性化

3.b. 保護措置の提案

この項目では、実行される予定の保護措置、特に当該案件を保護し、促進することを意図した保護措置について特定し、記述しなければならない。保護措置は、提出国とコミュニティの具体的な関わりとして記述されなければならない、可能性や潜在性としてだけ記述されてはならない。

- (i) 将来、とりわけ記載およびその結果としての認知や世間の注目による意図せぬ結果として、当該案件の存続する力が危うくされることがないように、どのような措置が提案されるか？

500語以上 750語以下

【促進】例えば2018年のフリーリッシュ・ヴィルヘルム・ライファイゼンの生誕200周年などを機として、新しいイメージキャンペーンが展開される。ドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会内の作業部会がこれをリードしていく。自助、現場での市民の参加や協力などのトピックに関する記事を掲載する「Genossenschaftliche Allgemeine Zeitung (協同組合総合新聞)」は、各地のコミュニティの構成員やそれ以外の人々に向けて年8回発行されており、印刷部数は26万部である。

国際交流に関しては、2012年の国際協同組合同年で一連の会議(ヴェネツィア、ベルリン、ウィーン、ユトレヒト、ケベック、マンチェスターなど)が始まり、今後も継続する予定である。

より多くの若者を惹きつけるために、ドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会がある賞を授与することになっている。具体的には、「自らを助け、共に勝とう」のスローガンのもと、14歳から25歳の若者からアイデアを募集する。このコンテストは、協同組合研究所(ミュンスター大学)の学生の作業部会と協力して開発された。これは、ソーシャルメディアを通じて宣伝され、運営される。学生協同組合の設立は引き続き積極的に推進されていく。

ヴェスターヴァルド地域に新しく設立されたライファイゼン・キャンパス(協同組合のスポンサーによる私立の中等教育学校)では、協同組合とその理念に関する各学年向けの教材が作成され、今後活用されていく。1993年以来行っている一連の「Delitzscher Gespräche」(デーリチュ会議)では最新の問題を取り上げ、その内容は一連の小冊子に掲載される。

それに加えて、情報資料が定期的に発行されていく。幼い子供達は協同組合の思想や実践を「ピクシー(Pixi)」の本のシリーズから知る。既存のコミュニティセンターや博物館を越えるものとして、協同組合をテーマとする国境を越えた文化的ハイキングコースを設ける計画がある。同様のプロジェクトとして、ラインラント＝プファルツ州の40キロメートルに渡る「ライファイゼン歴史の道」がある。パンフレットは現地で来訪者に提供され、定期的に更新される。デーリチュ市では、ヘルマン・シュルツェ＝デーリチュに関連のある場所に沿ったルートが近い将来、開設される。訪問者はスマートフォンやQRコードを使ってさまざまな場所で情報を入手することができる。

協同組合の新たな形はさらに支援されていく。例えば、患者のケア、サービスおよびエネルギー部門、フリーランサーといった分野、協同組合による村の商店や劇場といった形——新たなコミュニティ

の精神が求められる場所ならどこでも。国や地方自治体が財政的な支援を中止せざるをえなくなっている地域で、ますます新しい協同組合が設立されている。

【保護】ドイツでは、協同組合の組織形態自体は国の影響を受けていなくとも、協同組合のさらなる発展のために、国と欧州の法制度は重要な枠組みとなる条件である。ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会とドイツ・フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会はこうした方向での発展のためにキャンペーンを継続していく。

ドイツの大学に付属する多くの研究機関が、社会的、経済学的または法的な観点から協同組合システムを研究している。これは、協同組合や関連団体に対して、彼らの任務の実現を支援し、共通の目標を持つ人々の間の特定の形の協力を支援するための識見を与えることを目的としている。研究は理論に基づき、経験的に実証され、学際・国際志向で、実践に関連したものである。

本案件を担う2つの協会の協力により、デーリッチ地域（ザクセン自由州）とライファイゼン地方（ラインラント＝プファルツ州）との協力が、欧州連合（EU）にLEADER（EUの農村振興策）の共同申請を提出する目的で深められた。この2つの地域は、協同組合の思想を、より地域で見える形にし、人口構成の変化からもたらされる課題に対してより有効なものとするよう努力している。高齢者ができるだけ長く独立した生活を送ることができるよう、家庭と職業の両立を改善し、市民の関わりを促進し、民主的な参加を強化するために、市民による協同組合が節津されていく予定である。

【潜在的な悪影響の緩和】協同組合の基本的な原則に反する法的枠組みによって、本案件が脱文脈化される可能性がある。この問題に関する永続的な交渉プロセスは、ドイツの協同組合組織と国会議員の間で150年以上続いている。今日の状況に関しては柔軟な解決策を持つ実現可能な妥協案が見つかっている。こうした妥協案は維持され、さらに発展させられなければならない。代表一覧表への記載により、協同組合において利益を組織化することが大いに必要とされるならば、新しく設立された協同組合に対して、協同組合組織が現在と同じ質の助言を行うことができないという潜在的な危険はありうる。

(ii) 提出国は提案された保護措置の実施をどのように支援するのか？

150語以上 250語以下

ドイツの市民社会の多くの団体の代表者とドイツ連邦議会におけるすべての政党の政治家が協同組合を支援している。ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会とドイツ・フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会は、彼らに対して、今後も協同組合への支援を継続するよう求めていく。

連邦省庁は、国内外への知識伝達における協同組合システムのパートナーである。国の教育施設と公共放送は、協同組合を授業やプログラムのトピックとすることによって、協同組合を引き続き支援していく。協同組合の前向きな社会的、人びとを解放するような(emancipatory)、民主的な側面について人々に知らせることにより、彼らは社会が協同組合を理解することに貢献する。

国連加盟国は、2000年のミレニアム宣言で、拘束力のある目標を設定した。貧困との闘いはそのリストの一番上にある。世界中の市民社会の団体や企業は、貧困との闘いにおいて、協力し合うよう求められている。ドイツ協同組合・ライファイゼン連盟(DGRV)は途上国の社会構造の改善に関わっている。この仕事は、今後数年間、連邦政府によって明確に支持されている。このように、DGRVは、相手国において協同組合を推進しながら、開発分野における貧困との闘いの経験と協力の文化を共有していくことができる。例えば連邦食料・農業・消費者保護省は、エチオピアにおいて約43,000の協同組合の設立を支援することにより、同国における協同組合運動の強化を目指している。

(iii) コミュニティ、集団、個人が提案された保護措置を計画するにあたりどのように関わってきたか？また、彼らはそうした保護措置の実施にどのように関わっていくのか？

150語以上 250語以下

コミュニティおよび集団一すなわち2つの協会の会員組織やパートナーは、「交響楽団」を構成している。つまり、演奏される異なる楽器(活動)は、それ自体で機能し、また2つの協会による調整のもと一緒に機能し、すばらしい協奏曲となり、本案件の存続する力へとつながっていく。協同組合グループの会員は、ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会とドイツ・フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会の会員総会と委員会を通じて、協同組合の思想への認知を向上させるためのプログラムやその他の保護措置の開発に関わっている。彼らは、定期的に、あるいは特定の議題についての作業部会の形で、会合を行っている。このようにして、協同組合組織とその構造の多様性は、その専門性と能力によって、これらのプログラムや活動に貢献することができる。イメージキャンペーンとモデル事業の計画と実施の両面で協同組合を積極的に巻き込むことは、その成功のために不可欠である。公共メディアを通じた協同組合組織の出版物、あるいは展示会、継続教育のための協同組合の機関

において、協同組合の思想の保護は今後も引き続き建設的に話し合われていくだろう。このようにして、ドイツの協同組合の 2,000 万人以上の組合員のうち、可能な限り多くの人が保護措置について知ることが確保される。大学の協同組合研究所は、シュルツェ＝デーリチュとライファイゼンの思想と協同組合の実践の継承を支援し、新たな現実をそこに吹き込むことを、継続して行っていく。

3.c. 保護に関わる適格機関

当該案件の地域的管理と保護に責任を持つ組織の名前、所在地、その他の連絡先情報、さらに、該当する場合、連絡先担当者の名前と役職を提供すること。

機関名: ドイツ・ユネスコ国内委員会

German National Commission for UNESCO

担当者氏名: ベンヤミン・ハンケ氏

Mr Benjamin Hanke

所在地: ドイツ 郵便番号 53115 ボン コルマント通り 15 番地

Colmantstrasse 15, 53115 Bonn, Germany

電話番号: +49 228 604970

E メールアドレス: hanke@unesco.de

その他関連情報: <http://www.unesco.de/kultur/immaterielles-kulturerbe>

4. 提案過程におけるコミュニティの参画と同意

基準 R.4 として、提出国は「当該案件が、関係するコミュニティ、集団、該当する場合は個人、のできる限り幅広い参画のもと、及び彼らの任意の、事前の、かつ説明を受けた上での同意に基づいて、提案されている」ことを示さなければならない。

4.a. 関係するコミュニティ、集団及び個人の提案過程への参画

関係するコミュニティ、集団、該当する場合は個人、が提案の準備と作成の全ての段階において、どのように能動的に参画してきたかを記述すること。

締約国には、適切な場合には地域及び地方の政府、コミュニティ、NGO、研究機関、専門家センター等を含む多様な関連団体の参画のもと提案を準備することが奨励されている。その無形文化遺産が関係しているようなコミュニティ、集団、場合によっては個人、は、指名、提案、要請の開始と作成、また、保護措置の計画と実施を通して、不可欠の参加者であることに締約国は留意するべきである。また、条約第 15 条で求められているように、すべての段階において、彼らの可能な限り広い参加が組み込まれるようにするための創造的な措置を工夫することが締約国に奨励されている。

300 語以上 500 語以下

自発的に組織されたドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会およびドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会の 2 つの執行委員会は、ドイツ国内の無形文化遺産の目録への申請に集中的に関与してきた。各執行委員会は、満場一致で申請を認める決議を可決した。続いて、両協会において、まず評議員会、次に会員総会において、この件は慎重に検討された。このことは重要である。なぜなら、ドイツにおけるすべての関係する協同組合組織の責任ある職員が、これら 2 つの協会の評議員会と会員総会に代表を出しているからだ。こうして、2013 年初頭以降、協同組合グループ全体が、申請のプロセスについて十分に情報を得られるようになっただけでなく、活発に関与することが保証された。両協会の統治機関は、集中討議を経て、共同申請について合意した。協同組合の思想が社会開発において重要な要素であること、それがドイツ、欧州、さらに広い地域の文化を特徴づける要素となってきたことを確信し、すべての委員会が申請を明確に歓迎した。

今回の申請書の作成において主導的役割を果たすべき代表者として、それぞれの協会の評議員会および執行委員会は、ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会を代表してマンフレッド・ヴィルデ氏を、またドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会を代表してヨーゼフ・ツォルク氏を指名した。ユネスコへの提案書の準備の最終段階は、2 つの協会の代表者とドイツ・ユネスコ委員会無形文化財室との間の集中的な協力によって特

徴づけられる。数多くの議論と協議を通して、アイデアが集められ、議論され、評価され、最終的にこの申請書に統合された。この内部のプロセスと並行して、政治や社会(団体、教会、労働組合)からの多数のステークホルダーとの対話が行われた。大学の研究機関および継続教育の機関との協議の中で、過去そして現在における協同組合の社会的、文化的、経済的、政治的使命が分析された。協同組合の文化的重要性に関する説明を明確なものとするため、学生による協同組合の若者との議論、またコミュニティセンターや博物館への来訪者との議論は、非常に有効であった。国際レベルでは、とりわけ、国際ライフアイゼン連盟(IRU)および国際協同組合同盟(ICA)が今回の提案を歓迎している。

担い手である 2 つの協会の報道や一般への広報により、メディアがこのプロセス全体に広範囲かつ前向きに関わったことで、今回の提案は、2 つの協会自身の内部メディアを越えて、広く伝えられた。結論として、ドイツにおける協同組合の組合員および職員の圧倒的多数がこの申請について知らされ、それを歓迎していると仮定することができる。無形文化遺産のドイツ国内の目録に協同組合の思想が入ったこと、またユネスコの代表的な一覧表に提案されたことに対する前向きな反応は、この案件に関して社会のなかに幅広い合意があることを示している。異なる伝統と歴史を持つこれら 2 つの協会間の協力は、実り多いことが証明された。

4.b. 提案に対する任意の、事前の、かつ説明を受けた上での同意

関係するコミュニティ、集団、あるいは該当する場合には個人による当該案件の提案に対する任意の、事前の、かつ説明を受けた上での同意は、書面あるいは記録による同意を通じて、または、締約国における法体系及びコミュニティや集団の無限の多様性に従ったその他の方法により示されることができる。委員会は、標準的又は定型的な宣言よりも、コミュニティの同意が多様な形で表明・証明されることを歓迎する。任意の、事前の、かつ説明を受けた上での同意は、政府間委員会で使用される言語(英語または仏語)とともに、当該コミュニティのメンバーが英語・仏語以外の言語を使う場合には、当該コミュニティの言語でも提供されるべきである。

このような同意を示す情報を提案書に添付するとともに、どのような文書を提供しようとしているか、その文書がどのように入手され、どのような形をとっているか、を以下に示すこと。

150 語以上 250 語以下

提案書に添付された決議は、提案に関する、任意の、事前の、かつ説明を受けた上での同意を文書化している。付属書は、コミュニティを代表する 2 つの協会の執行委員会ならびに評議員会によってなされた決定である。ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会の評議員会は、2015 年 2 月 24 日に全員一致でこの決定を行った。ドイツ・フリードリヒ・ライフアイゼン協会の評議員会は、2015 年 3 月 11 日に全員一致でこの決定を行った。添付されているような決議の形式は評議員会の決定を文書化する際の通常の方法である。これらはそれぞれの協会の会員に対して法的拘束力を持つ。

評議員会のメンバーは、2 つの協会のそれぞれの総会で選出された執行委員会によって任命される。関連するドイツの協同組合組織のすべてを代表する総会は、それぞれ年 1 回会合を持つ。執行委員会および評議員会は通常、年に 3 回会合を持つ。彼らは、総会と総会との間に決定を下すことと、戦略的な方向付けを行うという任務を負う。評議員は全員名誉職として任務にあたる。評議員はドイツにおける協同組合の多様性を反映しており、提案プロセスへの関与を約束している。2013 年にドイツ国内の無形文化遺産の目録にこの案件を含めるための申請は、これら 4 つの委員会によってすでに承認されている。

4.c. 当該案件へのアクセスを管理する慣行の尊重

無形文化遺産の特定の側面又はそれに関する情報へのアクセスは、例えば特定の知識の秘匿性の維持などのため、コミュニティにより制定され実施される慣行によって制限されている場合がある。そのような慣行が存在する場合、当該案件の記載と保護措置の実施は、そうした無形文化遺産の特定の側面へのアクセスを管理するそのような慣行を十分に尊重することをしめすこと(条約第 13 条を参照)。この尊重を確保するために必要となるであろう特定の措置について記述すること。

もし、そのような慣行が存在しない場合、当該案件へのアクセスを管理する慣行は存在しないという明確な言明(50 語以上)を行うこと。

50 語以上 250 語以下

ドイツでは、協同組合の共通の利益を形にするという思想と実践について、法的または慣習的な制限はない。協同組合法とその改正は、その更なる精緻化のための法的基盤を形成する。最新の法規制は、文化や社会保障の分野を含め、協同組合をいっそう設立しやすくし、小規模な協同組合には簡便化をもたらしている。

4.d. 関係するコミュニティ組織または代表者

協会、組織、クラブ、ギルト、運営委員会、等々のような、当該案件に関係するコミュニティ組織または代表者、あるいは NGO、の詳細な連絡先情報を提供すること。

- a. 組織の名称
- b. 連絡窓口となっている者の氏名と役職
- c. 所在地
- d. 電話番号
- e. Eメールアドレス
- f. その他関連情報

ドイツ・ヘルマン・シュルツェ・デーリチュ協会
マンフレット・ヴィルデ博士
ドイツ 郵便番号 04509 デーリチュ クロイツガッセ 10 番地
Deutsche Hermann-Schulze-Delitzsch-Gesellschaft e. V.
Dr. Manfred Wilde
Kreuzgasse 10, 04509 Delitzsch, Germany
+49 - 34202 - 63864 / +49 - 34202 - 67100
schulze-delitzsch-haus@t-online.de

ドイツ・フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン協会
ヨーゼフ・ツォルク
ドイツ・郵便番号 57627 ハッヒエンブルク ノイマーケット 1-5 番地
Deutsche Friedrich-Wilhelm-Raiffeisen-Gesellschaft e. V.
Josef Zolk
Neumarkt 1-5, 57627 Hachenburg, Germany
+49 - 2662 - 961220 / +49 - 2687 - 9275610
info@raiffeisen-gesellschaft.de

5. 当該案件の目録への掲載

基準 R. 5 として、締約国は「当該案件が、条約第 11 条及び第 12 条で定義されているような提出国の領域内に存在する無形文化遺産の目録に含まれている」ことを示さなければならない。

a. 下記を表示すること。

- 当該案件が目録に含まれた時点（ユネスコ事務局への提案提出（3月31日）よりも前でなければならない）、
- 参考文献、
- 当該案件が含まれた目録、
- 当該目録の維持に責任を持つ省庁、局、組織、機関、
- どのように当該目録が「コミュニティ、集団、関係の NGO の参加のもと」作成されたか（条約第 11 条 (b)）、
- 当該目録がどのように定期的に更新されているか（条約第 12 条）。

b. 文書的な証拠は、提案された案件が提出国の領域内に存在する無形文化遺産の目録（条約第 11 条および第 12 条で規定）に含まれていることを示す付属文書においても提供されなければならない。こうした証拠は、英語または仏語、および原語がそれ以外であれば原語による当該目録の関連する抜粋を含まなければならない。そうした抜粋は、例えば、提案された案件の目録の記録またはファイルであり、当該案件の描写、所在地、コミュニティ、存続する能力、等々を含むものである。そうした抜粋は、国内目録にアクセスできるような機能しているハイパーリンクによって補足されることができ、ハイパーリンクだけでは不十分である。

提案された案件の目録への記載は、提案の前に目録が完成していなければならないということの意味するものでも要求するものでも決してない。そうではなくて、提出国は一つあるいはそれ以上の目録の整備あるいは更新の途上にありうるが、提案される案件については作成・更新途上の目録にすでに正式に含まれている。

150 語以上 250 語以下

2014 年 12 月、協同組合の思想がドイツの全国的な無形文化遺産の目録に記載された (<http://www.unesco.de/en/kultur/immaterielles-kulturerbe/german-inventory.html>)。これは、目録に最初に記載された 27 の案件の一つであった。<http://www.unesco.de/en/kultur/immaterielles-kulturerbe/german->

2013年に、伝統の担い手、コミュニティ、NGOが初めて目録のための提案を提出するように求められた。提出された諸案件は、ドイツ連邦州、ドイツ・ユネスコ委員会の理事会に指名された専門家委員会、ドイツ連邦州教育文化大臣会議、文化・メディア担当連邦政府長官による複数レベルのプロセスを経て選択された。目録への記載に向けた提案は、連邦州とドイツ・ユネスコ委員会による連携した呼びかけに応え、関係するコミュニティ、集団、個人によって直接行われた。NGOは、連絡を受け、州および連邦レベルのこのプロセスに積極的に関与した(例えば、国土環境同盟(Bund Heimat und Umwelt)およびドイツ手工業者中央協会(Zentralverband des Deutschen Handwerks)には、上記の専門家委員会に代表を1人ずつ出している)。ドイツ・ユネスコ委員会は、目録を維持する責任のある組織である。無形文化遺産の5つの分野の少なくとも一つ、または文化政策一般に関して経験を有する22名で構成される専門家委員会は、上記の手順に従って新たに記載されるべき案件を提案することにより、また、すでに記載されている案件の存続可能性をチェックすることにより、定期的に目録を評価し更新していく。

6. 文書

6.a. 付属文書 (必須)

下記の文書は必須であり、提案の評価・審査に用いられる。写真とビデオはまた、記載されたのちの認知を高める活動にとっても有効となる。関係する項目が提案に含まれていること、また、それらが指示に従っていることを確認するため、下記の□にチェックを入れること。下記で特定されたもの以外の追加の資料は、受け取られず、また返還もされない。

- コミュニティの同意の文書的な証拠、当該コミュニティの言語が英語か仏語以外であれば英語または仏語への翻訳もつける
- 提案された案件が提出国の領域内に存在する無形文化遺産の目録(条約第11条・第12条で規定)に含まれていることを示す文書証拠。こうした証拠は、英語または仏語、および原語がそれ以外であれば原語による当該目録の関連する抜粋を含まなければならない。
- 10枚の高解像度の最近の写真
- 写真の権利譲渡書(様式 ICH-07-photo)
- 編集されたビデオ(5分から10分)。使われている言語が政府間委員会の言語(英語または仏語)以外の場合には、英語か仏語のいずれかで字幕を付す。
- ビデオの権利譲渡書(様式 ICH-07-video)

6.b. 主要な公開されている参考文献 (任意)

提出国は、書籍、論文、音響映像資料、ウェブサイトのような当該案件についての補足的な情報を提供する主要な公開されている参考文献を、標準的な図書目録様式を使って、列挙することができる。こうした公開された作品は提案とともに送付されてはならない。

標準的な1ページを超えないこと

Alscher, Mareike: Genossenschaften - Akteure des Markts und der Zivilgesellschaft; betrifft: Bürgergesellschaft 36, November 2011.

Birchall, Johnston: The International Co-operative Movement. Manchester 1997.

DGRV - Deutscher Genossenschafts- und Raiffeisenverband e.V. (continuously): Genossenschaften in Deutschland / Cooperatives in Germany: <http://www.genossenschaften.de/>

Eichwald, Berhold / Lutz, Klaus Josef: Erfolgsmodell Genossenschaften – Möglichkeiten für eine wertorientierte Wirtschaft. Wiesbaden 2011.

Faust, Helmut: Geschichte der Genossenschaftsbewegung: Ursprung und Aufbruch der Genossenschaftsbewegung in England, Frankreich und Deutschland sowie ihre weitere Entwicklung im deutschen Sprachraum, 3rd edition, Frankfurt/Main 1977.

Merrett Christopher D. and Walzer, Norman: Cooperatives and Local Development: Theory and Applications for the 21st Century. 2004.

Theurl, Theresia: Das mitteleuropäische Konzept der Genossenschaft als Selbsthilfeeinrichtung in der Tradition von Raiffeisen und Schulze-Delitzsch, in: Hartbrecht, Wolfgang (ed.): Die Zukunft der Genossenschaft in der

Europäischen Union an der Schwelle zum 21. Jahrhundert, Nürnberg, p. 97-116, 2001.

Vogt, Walter: Nachhaltige Zukunftssicherung durch genossenschaftliches Wirtschaften. In: Schriftenreihe der Deutschen Hermann-Schulze-Delitzsch-Gesellschaft e. V. (ed.): Eine Publikation der Hermann-Schulze-Delitzsch-Gesellschaft zum Ende des UN-Jahres der Genossenschaften 2012. Schriftenreihe Heft 20. Delitzsch 2013.

Zeuli, Kimebrly A. and Cropp, Robert: Cooperatives: Principles and practices in the 21st century. University of Wisconsin 2004.

7. 締約国を代表しての署名

提案は、締約国を代表して署名をする権限を公式に持つ者の氏名、役職、提出日とともに署名により完結しなければならない。
複数国による提案の場合には、文書は、提案を提出する各々の締約国の政府職員の氏名、役職、署名を含まなければならない。

名前: ミヒャエル・ヴォルプス博士

Dr Michael Worbs

タイトル: 大使、ドイツ・ユネスコ常任代表

Ambassador, Permanent Delegate of Germany to UNESCO

日付: 2015年3月26日

署名: <署名済>

他の政府職員の氏名、役職、署名 (複数国による提案の場合のみ)